

県の動き 1

登下校中の子ども達を 犯罪から守ろう!

地域ぐるみの見守り活動とその効果

登下校の見守り活動は、学校を中心に、保護者やPTA、地域住民、行政、警察等が一致団結して連携・協働し、地域全体で取り組むことが重要です。

一人一人ができる範囲で、子ども達や地域へ目を向け、見守り活動を実施することで、犯罪や事故が起きにくい環境をつくることができます。



ボランティアと連携した登下校見守り



幼稚園での防犯講話

通学路等における安全対策の取組

県警察では

- 登下校時間帯における重点的なパトロール、ボランティアと連携した見守り活動
- 宅配業者や郵便局など、多様な担い手による見守り活動の推進
- 学校、保護者、地域住民等への不審者情報の提供※
- 危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育の推進などの取組を強化しています。

※県警察では、「安心ゆいメール」による犯罪情報や不審者情報、YouTubeチャンネルによる「いかのおすし」防犯動画を配信しています。



「いかのおすし」 安心ゆいメール
防犯動画



「子ども110番の家」とは

危難に遭遇した子どもを一時的に保護するため、一般住宅や事業所等を「子ども110番の家」として委嘱し、目印として看板を設置しています。

お子様と一緒に、通学路や近所の「子ども110番の家」を確認してみましょう。

問い合わせ

県警察本部 生活安全企画課 電話：098-862-0110(代表)

県の動き 2

高齢者にも増加中! 通販販売の定期購入トラブル

近年、65歳以上の高齢者から通信販売に関する相談が増加しており、令和3年度は339件もの相談が寄せられました。

よくある事例



通信販売でサプリメントが「お試し価格」と初回のみ格安で販売されていたので、試しに1回だけのつもりで購入した。すると、複数回購入が条件の定期購入契約となっていて高額請求を受けた。

解約受付は電話のみとあるので、何度も電話をかけているが話し中で一向に繋がらず解約できずに不安だ。

Point

- ・通信販売はクーリング・オフの対象ではなく、定期購入が条件であることに気づかず注文したとしても一方的に解約は出来ません。
- ・「初回のみ無料」「お試し価格」等の宣伝に飛びつかず、申込前に必ず支払総額・解約・返品等の条件を確認しましょう。

購入前の「最終確認画面」のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか?
- (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決まっていますか?
- 支払うことになる総額はいくらですか?
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか?
- 利用規約の内容を確認しましたか?
- 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか?

相談窓口

消費者ホットライン 188(いやや!)まで
最寄りの消費生活センターにつながります。または、

県消費生活センター

TEL:098-863-9214

受付時間:平日9時~12時、13時~16時

問い合わせ

県消費生活センター 電話:098-863-9214 FAX:098-863-9215